



保薬第 1810 号
令和 8 年 3 月 30 日

一般社団法人沖縄県医師会長
一般社団法人沖縄県薬剤師会長
沖縄県病院薬剤師会長

} 殿

沖縄県保健医療介護部長
(公 印 省 略)

「血液製剤の使用指針」、「輸血療法の実施に関する指針」及び
「血液製剤保管管理マニュアル」の廃止
並びに「輸血療法実践ガイド」の周知について

日頃より、本県の薬務行政の推進について御理解御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、みだしのことについて、令和 8 年 3 月 24 日付け医薬発 0324 第 2 号で厚生労働省医薬局長から別添のとおり通知がありますので送付します。

つきましては、同通知を御了知の上、貴会会員あて周知くださるようお願いいたします。

問合せ先：薬務生活衛生課 薬務班
喜屋武

TEL：098-866-2055

FAX：098-866-2723

医薬発0324第2号
令和8年3月24日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬局長
(公印省略)

「血液製剤の使用指針」、「輸血療法の実施に関する指針」及び
「血液製剤保管管理マニュアル」の廃止
並びに「輸血療法実践ガイド」の周知について

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第3条において基本理念として規定している血液製剤の適正使用の推進については、「血液製剤の使用指針」の一部改正について」（平成31年3月25日付け薬生発第0325第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）及び「輸血療法の実施に関する指針」の一部改正について」（令和2年3月31日付け薬生発0331第31号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）がその役割の一部を担ってまいりました。

また、医療機関における総合的な輸血用血液製剤の保管管理体制確立の一助とすることを目的として、平成5年に「血液製剤保管管理マニュアル」を発行し、適正な保管管理が図られてまいりました。

今般、血液製剤の適正使用に関わる科学的知見の集積を踏まえ、令和7年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業「科学的エビデンス等に基づき医療環境に応じた適切な輸血療法実施についての研究」において作成した「輸血療法実践ガイド」が一般社団法人日本輸血・細胞治療学会により公表されました。当ガイドは、これまで示してきた指針及びマニュアルの内容を整理し、統合したものです。

貴殿におかれては、当ガイドについて内容をご了知の上、血液製剤の適正使用のために活用いただけるよう、貴管内医療機関に対しての周知にご協力をお願いいたします。

なお、「血液製剤の使用指針」、「輸血療法の実施に関する指針」、「血液製剤保管管理マニュアル」（以下「指針等」という。）については、本通知の発出をもって廃止します。他の通知等において指針等を引用している場合は、当ガイドをご参照ください。

【参考】

輸血療法実践ガイド：

<https://yuketsu.jstmct.or.jp/wp-content/uploads/2026/02/c94fb40adf823eac4fe9feb13f6d6c60.pdf>

一般社団法人日本輸血・細胞治療学会 HP（指針／ガイドライン）：

<https://yuketsu.jstmct.or.jp/guidelines/>